

議案第60号

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等の一部  
を改正する条例案

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年12月 5 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等の一部を改正する条例

(守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部改正)

第1条 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例（平成5年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

可燃 ごみ	一般家庭から排出されるもの	定期	定期に排出されるものの収集、運搬及び処分	—	無料	を
		臨時	臨時に排出されるものの収集、運搬及び処分	10キログラム	100円	

可燃 ごみ	一般家庭から排出されるもの	定期	定期に排出されるものの収集、運搬及び処分	—	無料	に、
----------	---------------	----	----------------------	---	----	----

「・運搬」を「、運搬」に、

			規則で定めるものの収集、運搬及び処分	1点	1,800円以内で品目ごとに規則で定める額	を
		臨時	臨時に排出されるものの収集、運搬及び処分	10キログラム	300円	

			規則で定めるものの収集、運搬及び処分	1点	1,800円以内で品目ごとに規則で定める額	に、
--	--	--	--------------------	----	-----------------------	----

資源 ごみ	一般家庭及びこれに準ずるものから分別	定期及び	古紙、古布、空き缶及び瓶・ガ	—	無料
----------	--------------------	------	----------------	---	----

	されて排出されるもの	持込み	ラス		
	上記以外のものから分別されて排出されるもの（分別対象物の取扱いを業とする者が排出するものを除く。）	持込み	古紙、古布、空き缶及び瓶・ガラス	10キログラム	90円

を

資源ごみ	一般家庭及びこれに準ずるものから分別されて排出されるもの	定期及び持込み	古紙、古布、空き缶、瓶・ガラス、プラスチック製容器包装及びペットボトル	—	無料
------	------------------------------	---------	-------------------------------------	---	----

に

改め、同表に次のように加える。

臨時ごみ	一般家庭から排出されるもの	臨時	臨時に排出されるものの収集、運搬及び処分	10キログラム	300円
------	---------------	----	----------------------	---------	------

（守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第2条** 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成18年守口市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例別表第1に規定する一般廃棄物の処理手数料は、この条例の施行の日以後の収集、運搬及び処分（以下「収集等」と

いう。)に係る一般廃棄物について適用し、同日前の収集等に係る一般廃棄物の処理手数料は、なお従前の例による。